

「ハートフルしまね」傷害保険制度要領

平成21年3月23日

土木部道路維持課長

河川課長

港湾空港課長

砂防課長

都市計画課長

農林水産部農村整備課長

農地整備課長

森林整備課長

水産課長

1 保険の趣旨

この保険は、「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する活動において、団体の構成員が負傷した場合等の万一の事故に備え、傷害保険等に加入することにより、安心して活動に取り組めるよう措置するものとする。

2 被保険者

「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する団体の構成員とする。なお、保険契約期間中(毎年4月1日～翌年3月31日)に新たに構成員になったものについても対象とする。

3 保険の内容

(1) 傷害保険

①死亡保険金 500万円

ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金額の全額を支払う。

②後遺障害保険金 最大500万円

ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残した場合はその程度に応じて、死亡保険金額の3%～100%を支払う。

③入院保険金 1日につき4,500円

ケガのため入院をした場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき4,500円を支払う。

④手術保険金 最大18万円

ケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合は、手術の種類に応じて入院保険金日額に定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額を支払う。ただし、1事故につき1回の手術に限る。

⑤通院保険金 1日につき3,000円

ケガのため医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて90日を限度として治療日数1日につき3,000円を支払う。

(2) 賠償責任保険

1 事故につき最大1億円

事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき1億円を限度として損害賠償金を支払う。

4 契約期間、契約方式

1 年間包括契約、無記名方式

5 保険の対象となる事故

「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する活動において発生した傷害事故の場合及び事故に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合。

(対象となる事故例)

①傷害保険

- ・鎌を使用中誤って指を切った場合
- ・美化作業中溝に落ち、足を骨折した場合
- ・同一の団体構成員の機械の刃に当たりケガを負った場合

②賠償責任保険

- ・草刈機を使用中、機械の刃を通行人に当てケガを負わせた場合
- ・草刈機を使用中、機械の刃に当たった石が飛んで通行中の車両に損害を与えた場合

(対象とならない事故例)

- ・愛護団体等の管理外でのケガ
- ・被保険者または保険金受取人の故意によるケガ
- ・地震、噴火、津波等によるケガ

6 手続き

(1) 契約者

島根県知事

(2) 事故報告

事故が発生した場合、団体の責任者はすみやかに所定の様式により、所轄地方機関に事故報告を行う。

報告を受けた所轄地方機関は、報告内容を確認のうえすみやかに各本庁担当課へ報告する。

報告を受けた本庁担当課は、すみやかに契約保険会社に報告する。

(3) 保険金の請求

本庁担当課は、保険会社から送付された保険金請求書類を地方機関経由で被保険者に送付する。

被保険者は、書類作成後、地方機関経由で本庁担当課へ送付する。

本庁担当課は、書類を確認のうえ契約保険会社に送付する。なお、状況の確認等、保険会社が被保険者と直接連絡される場合がある。

7 保険金の支払

契約保険会社により、保険金支払い対象と認められれば、原則としてケガの治療終了後、被保険者指定の金融機関の口座に保険金が振り込まれる。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。